



# 資産運用業高度化プログレスレポート2023

---

—「信頼」と「透明性」の向上に向けて—

2023年4月

金融庁

# 目次

## 資産運用会社の信頼向上のために

---

経営の透明性確保	3
運用体制の透明性確保	5
ファンドの保有銘柄の透明性確保	6
プロダクトガバナンスの強化	7

## 販売会社の信頼向上のために

---

顧客資産の持続的拡大に資する商品選定とアドバイスの提供	8
ファンドラップの付加価値の明確化	9
投資信託の手数料の明確化	10
販売チャネルの多様化	11

## 運用の付加価値の向上と業界全体の効率性改善のために

---

アクティブ運用の付加価値の向上	12
スチュワードシップ活動の実効性評価のためのデータ活用	13
インデックスプロバイダー間の競争促進	14
海外資産の運用力強化	15
公販ネットワークの互換性確保	16
事務と運用の分離による資産運用会社の新規参入促進	17
資産運用会社の独立性確保	18

## アセットオーナーの運用高度化

---

アセットオーナーの運用体制の整備	19
------------------	----

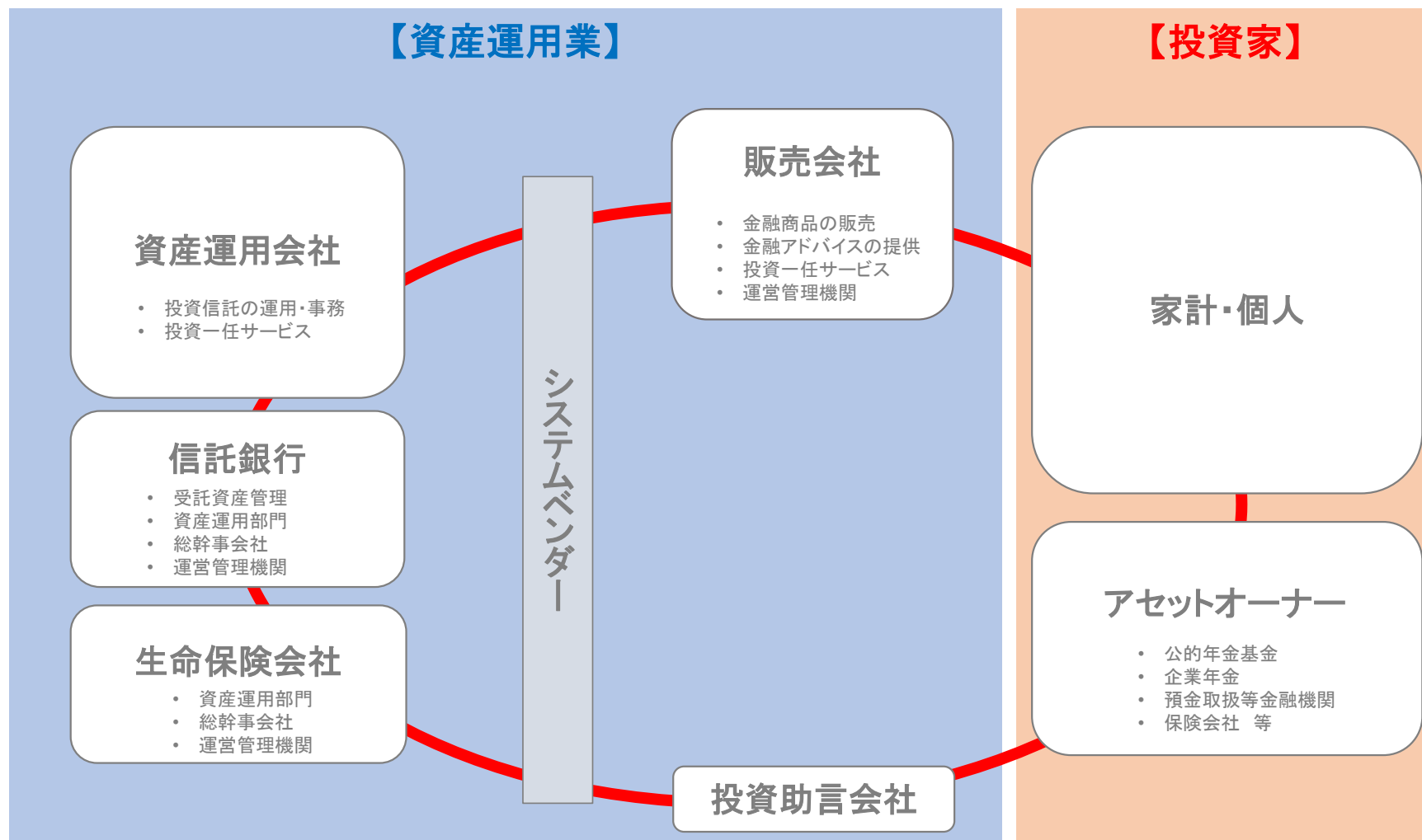
## DCを活用した資産形成の促進

---

企業型DCを活用した投資信託への投資割合	20
企業型DC加入者の商品選択	21

# わが国の資産運用業の全体像

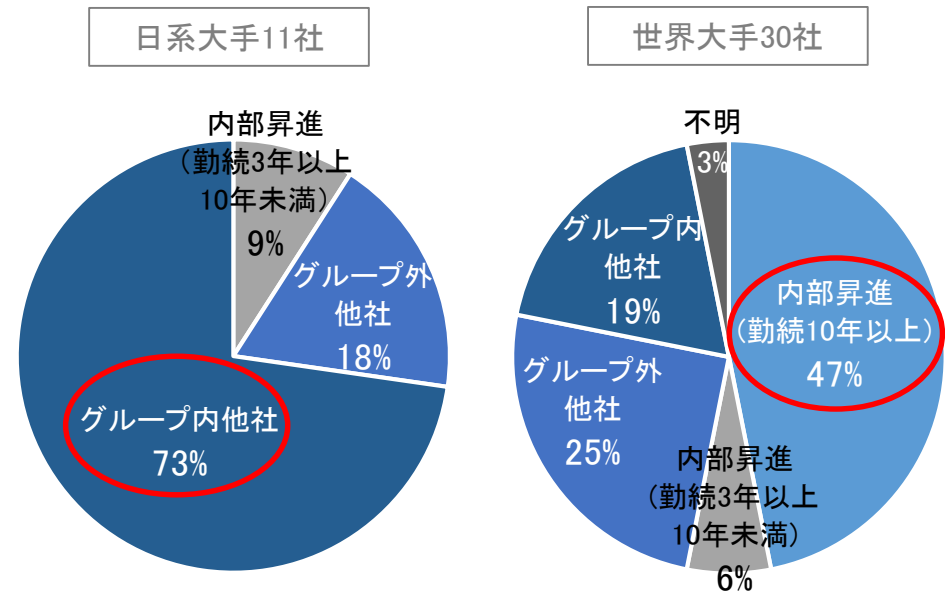
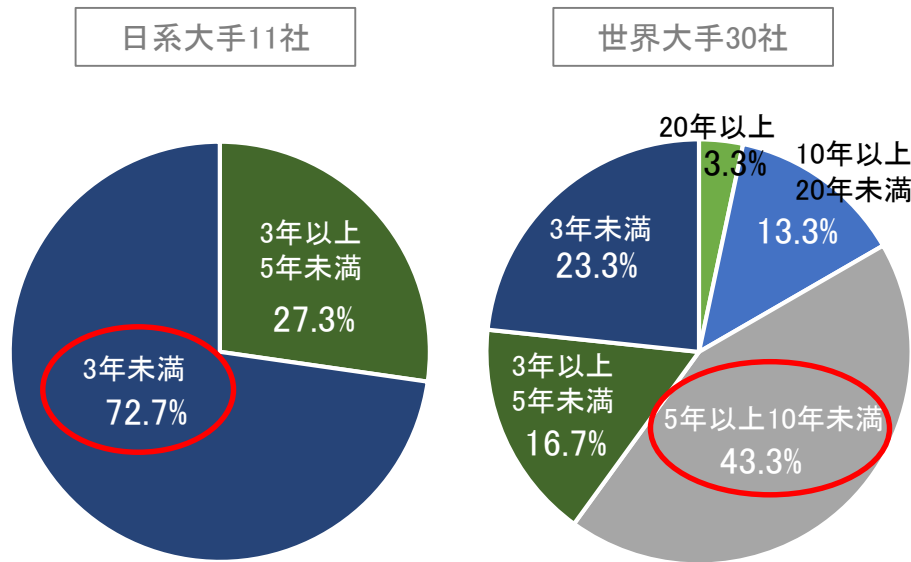
- わが国の資産運用業においては、資産運用会社の「事務」と「運用」、販売会社の「商品提供」と「アドバイス」が一体的に運営されていることが多く、同一の機能間の競争による高度化と効率化が遅れ、新規参入が進まない要因にもなっている。
- 家計・個人向けの情報開示の不足(情報の非対称性)や一部のアセットオーナーの専門性・人員不足等も指摘されており、資産運用に対する家計・個人や企業の理解は必ずしも十分に進んでいない。



- わが国の大手金融機関系列の資産運用会社では、2022年12月末時点で、在任期間が「3年未満」の経営トップが多く、グループ内他社からの異動後、「3年未満」で経営トップに就任する例が多い。海外の大手資産運用会社では、在任期間が「5年以上」の経営トップの割合が多く、「勤続10年以上」の内部昇進の割合が高い。
- 日系大手は、資産運用会社としての成長よりも、グループ内の人事上の処遇を重視しているとの懸念を持たれるおそれ。

【図表1】大手資産運用会社の経営トップの在任期間

【図表2】大手資産運用会社の経営トップの出身

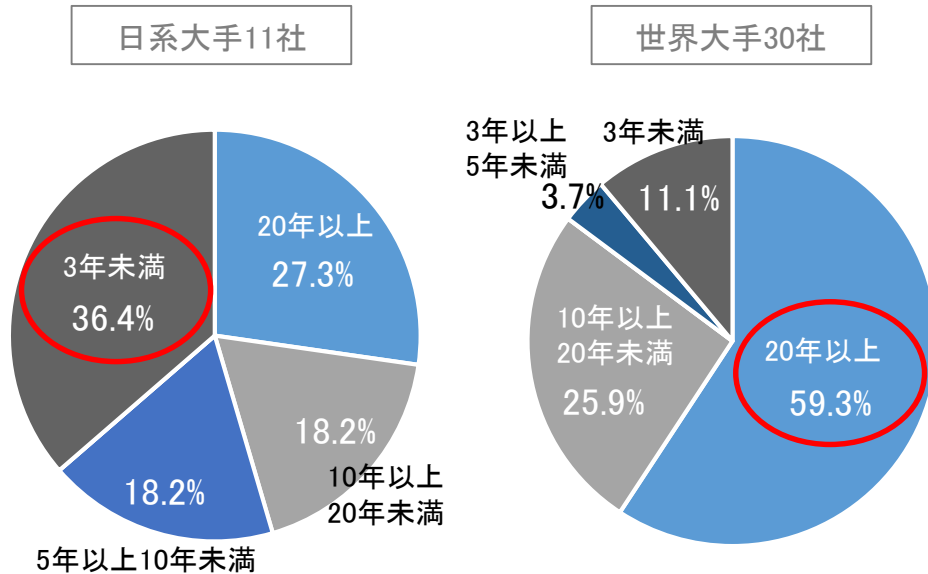


(出所) 日系大手11社については、2022年12月末時点の各社提供データを基に金融庁作成。世界大手30社については、各社HP等を参考に金融庁作成。日系の運用会社1社を含む。

(出所) 日系大手11社については、2022年12月末時点の各社提供データを基に金融庁作成。世界大手30社については、各社HP等を参考に金融庁作成。日系の運用会社1社を含む。  
(注) 勤続3年以上で経営トップに昇格した人物を「内部昇進」、3年未満で経営トップに昇格した場合は「他社」と定義。

- 日系大手の資産運用会社は、資産運用会社での勤務経験（受託資産運用部門を含む）が「20年以上」の経営トップもいるが、「3年未満」と短い経営トップも少なくない。世界の大手資産運用会社では、資産運用会社での勤務経験が「20年以上」の経営トップが最も多く、経営トップの選任理由について、一般への開示が進んでいる。
- わが国の資産運用会社においても、高度化に向けたサクセッションプランの策定と経営トップの選任理由の開示を期待。

【図表3】大手資産運用会社の経営トップ  
就任前の資産運用会社経験年数



【図表4】世界の大手資産運用会社の経営トップ  
についての説明例

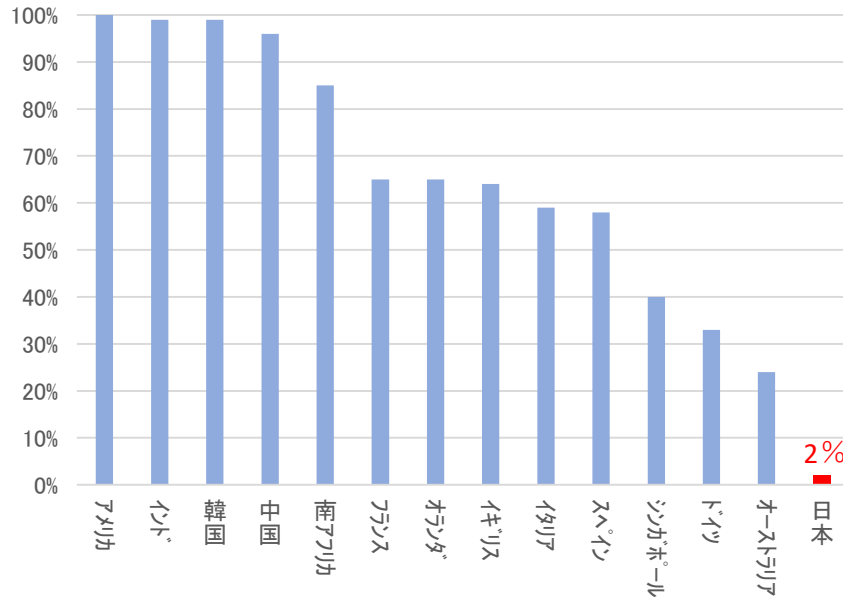
- 39年の投資運用経験、全て当社
- サクセッションプランにより就任
- グローバルな視野と各業務のリーダーシップ
- アジア太平洋、米州、欧州の当社  
ミューチュアル・ファンド部門を率いてきた
- 金融セクターのアナリスト、ポートフォリオ  
・マネージャー、CIOとして30年にわたる経験

(出所) 日系大手11社については、2022年12月末時点の各社提供データを基に金融庁作成。  
世界大手30社については、各社HP等を参考に金融庁作成。日系の運用会社1社を含む。  
(注) 資産運用会社での業務経験年数及び受託資産運用部門の業務経験年数を「経験年数」としてカウントしたもの。

# 運用体制の透明性確保

- わが国では、通常、法人顧客向けには運用体制(氏名、経歴、担当等)を開示しているが、個人投資家向けには、投資信託の運用担当者の氏名開示が進んでおらず、ファンドの本数に占める開示割合は、世界各国の中でも最低水準。
- 海外の資産運用会社の事例も参考に、個々の投資信託の運用体制の実態が顧客に理解されるよう、旗艦ファンドから情報開示の充実を図るなど、可能な限り、自主的な開示を進めることが望ましい。

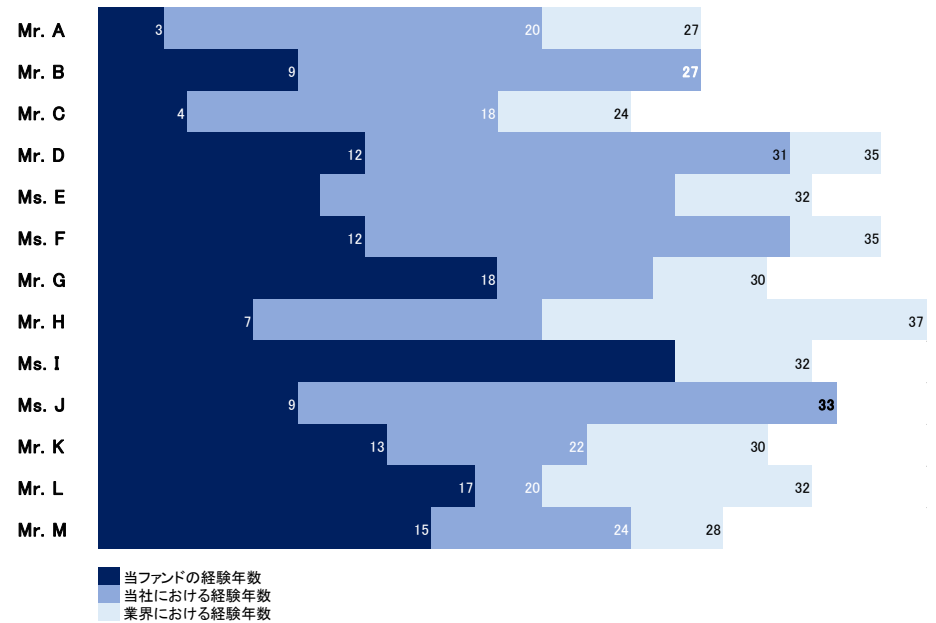
【図表5】運用担当者の氏名開示の状況  
(本数割合)



(出所) Morningstar “Global Investor Experience Study Disclosure” (2020年12月14日) のデータを基に金融庁作成。

【図表6】米国資産運用会社の運用体制開示例

ポートフォリオマネジメント担当

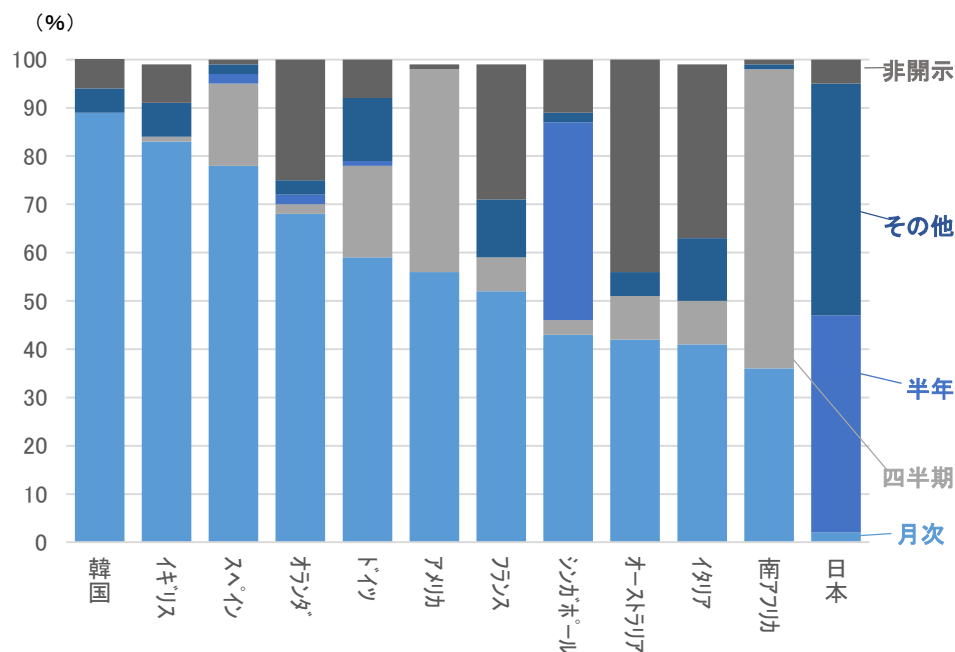


※ 太字の数字は当社における経験年数と業界における経験年数が等しいケースを表しています。

(出所) 米国資産運用会社のホームページを基に金融庁でイメージ図を作成。

- 多くの国・地域では、資産運用会社がファンドの全保有銘柄を月次または四半期の頻度で開示しているが、わが国では年に1～2回の頻度の開示に留まる。また、海外の資産運用会社では、HTML形式やExcelファイルを活用した全銘柄開示やデータベンダーへの提供が進んでいるが、わが国では、PDFファイルでの開示が主流である等、データの二次利用が困難。
- 自主規制団体によるデータ開示の促進など、業界全体での開示方式の見直しを期待。

【図表7】世界各国のファンドの保有銘柄開示頻度



【図表8】米国資産運用会社の全保有銘柄開示例 (HTML形式)

全保有銘柄

370全銘柄: すべて | 株式 | 債券 | 現金相当 | 投資ファンド

2022/12/31時点

370全銘柄中、1-15				
有価証券名	資産クラス	株数	時価	ウェイト(%)
T社	株式	170,302,358.00	\$17,028,532,818.00	8.75%
A社	株式	44,491,127.00	\$10,669,862,077.00	5.48%
M社	株式	12,485,588.00	\$6,619,609,046.00	3.40%
C社	株式	9,298,197.00	\$5,198,900,889.00	2.67%
D社	株式	54,890,751.00	\$4,610,823,084.00	2.37%
P社	株式	32,924,024.00	\$3,962,077,048.00	2.04%
B社	株式	12,615,067.00	\$3,719,930,957.00	1.91%
K社	株式	41,041,551.00	\$3,641,616,820.00	1.87%
Q社	株式	9,023,428.00	\$3,137,716,618.00	1.61%
W社	株式	24,020,059.00	\$2,958,790,868.00	1.52%
X社	株式	31,433,063.00	\$2,633,776,349.00	1.35%
Z社	株式	4,468,413.00	\$2,460,710,355.00	1.26%
I社	株式	27,076,457.00	\$2,388,955,801.00	1.23%
N社	株式	6,124,828.00	\$2,240,707,076.00	1.15%
O社	株式	4,064,213.00	\$2,199,971,468.00	1.13%

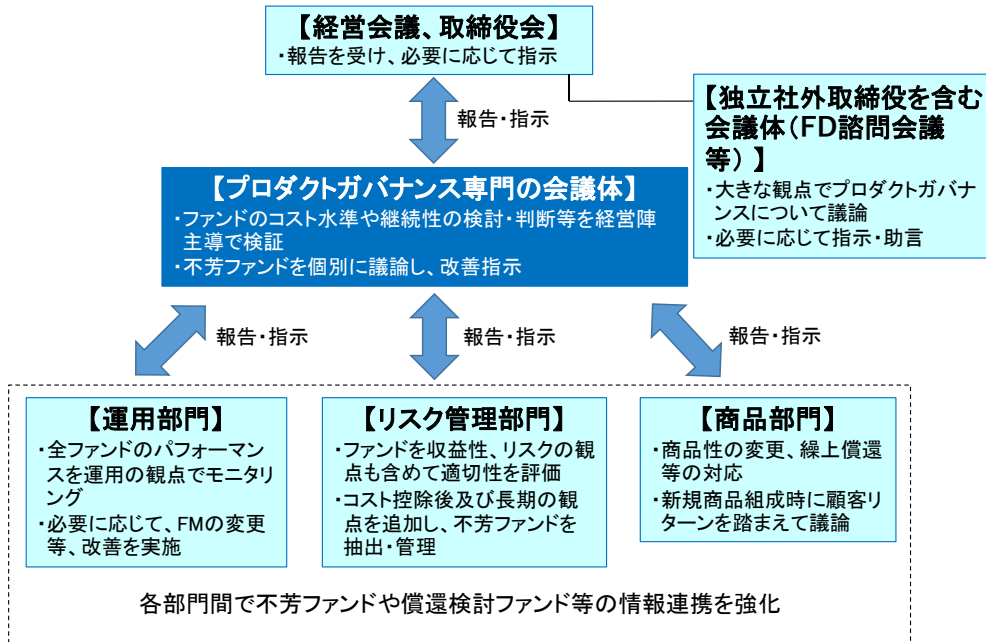
(出所) イボットソン・アソシエイツ・ジャパンのデータを基に金融庁作成。

(出所) 米国資産運用会社の実際のホームページを基に金融庁でイメージ図を作成。

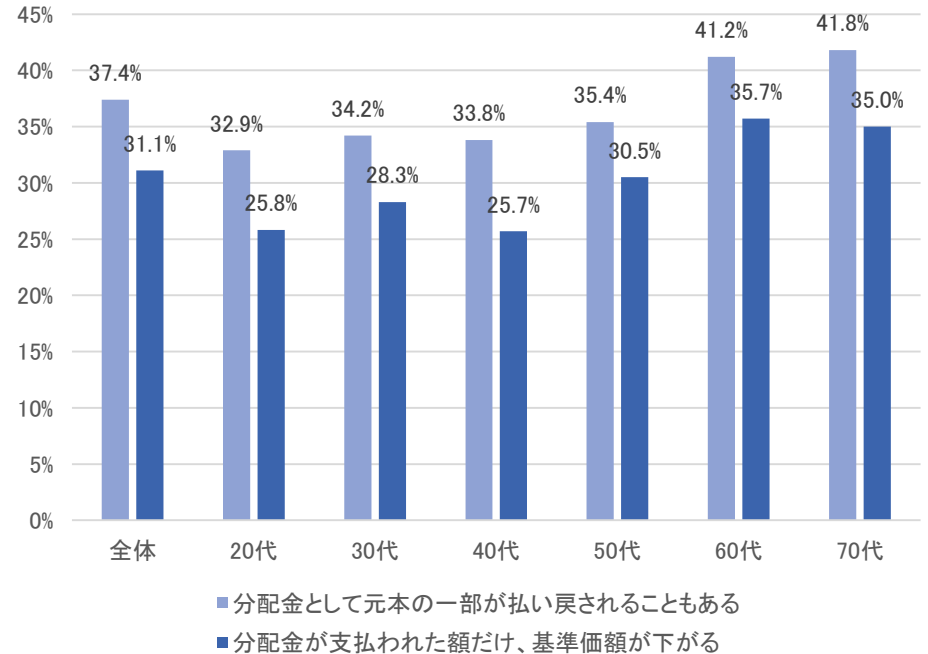
# プロダクトガバナンスの強化

- プロダクトガバナンス上、①組成時の期待リターンが投資家のコストに見合っているか、②組成後も想定通りに運用し、コストに見合うリターンを提供できているか、③商品が想定する投資家に提供されているか、を定期的に検証する必要。
- 大手の資産運用会社では、体制整備が進んでいるものの、実効性の確保は道半ば。一部の社では不芳ファンドの抽出基準が未設定であることや、全体として毎月分配型の投資信託保有者の、商品の重要な特徴認知率が低いといった課題がある。

【図表9】プロダクトガバナンス体制の例



【図表10】毎月分配型投資信託の特徴認知状況 (現在保有者・保有経験者)

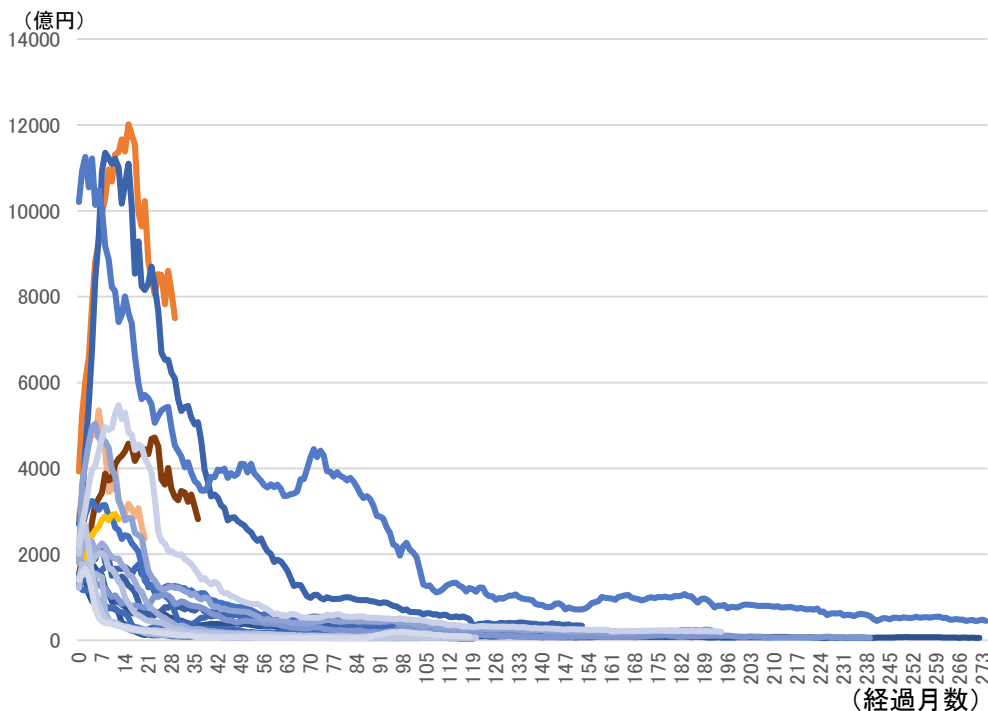


(出所) 投資信託協会「投資信託に関するアンケート調査報告書」(2023年1月)のデータを基に金融庁作成。



- 当初設定額歴代上位20位以内の公募投資信託の多くは、設定来、数カ月から1年半以内に純資産額のピークを迎え、その後、急速に縮小。これらは、古い投資信託が多いが、一部の金融機関では、直近5年以内に設定された投資信託についても、同様の事例が見受けられる。過去の販売方法、商品選定により、業界全体で多数の投資信託を抱え、管理が煩雑で非効率。
- 販売会社が、不芳ファンドの繰上償還に迅速に対応し、資産形成に資する商品選定とアドバイスの提供を行うことを期待。

【図表11】歴代当初設定額上位20ファンドの純資産推移



(出所) QUICKのデータを基に金融庁作成。

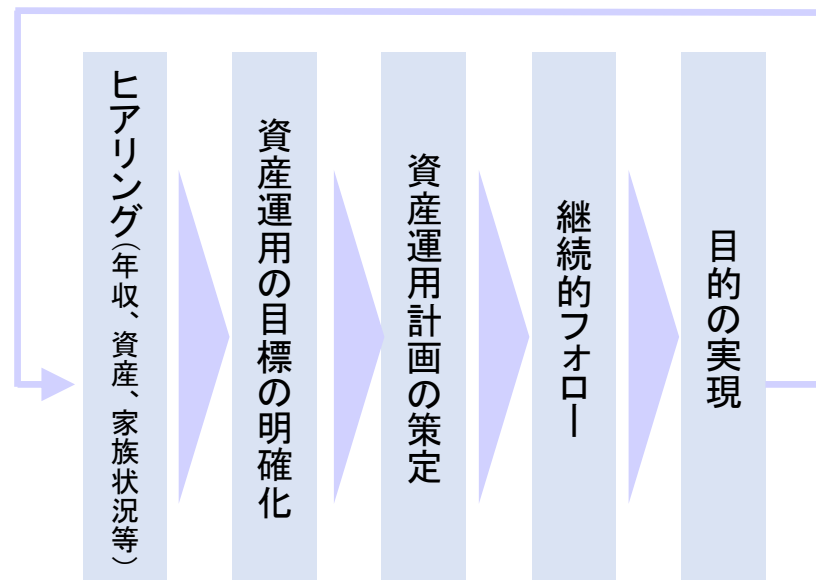
(注)対象は国内公募の追加型株式投信(ETFを除く)のうち2022年12月末時点で当初設定額上位20ファンド。償還済みファンドも含む。各ファンドとも設定月の月末を始点(=0)とする残高推移。月次ベース。青色以外は、直近5年以内に設定されたもの。

【図表12】日米欧のファンド本数と運用資産の比較

	日本	米国	ルクセンブルグ
【A】運用資産(百万ドル)	2,040,234	28,586,853	5,363,351
【B】ファンド数(本)	14,297	10,237	14,322
【A】/【B】 1ファンドあたりの運用資産(百万ドル)	143	2,793	374

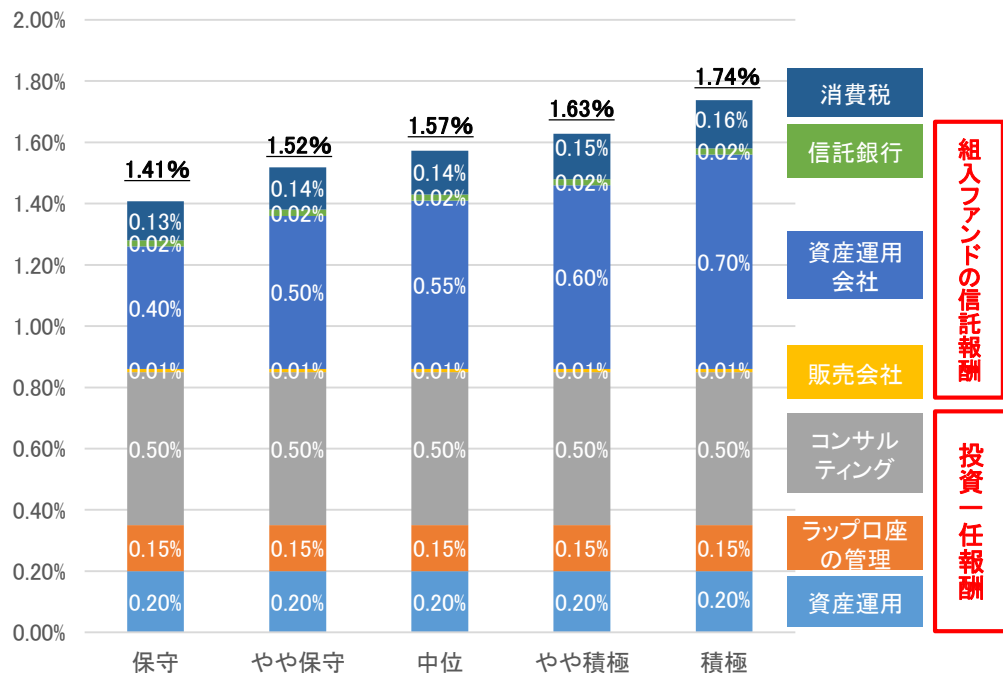
(出所) IIFAの2022年Q4データを基に金融庁作成

【図表13】資産形成のためのアドバイス提供



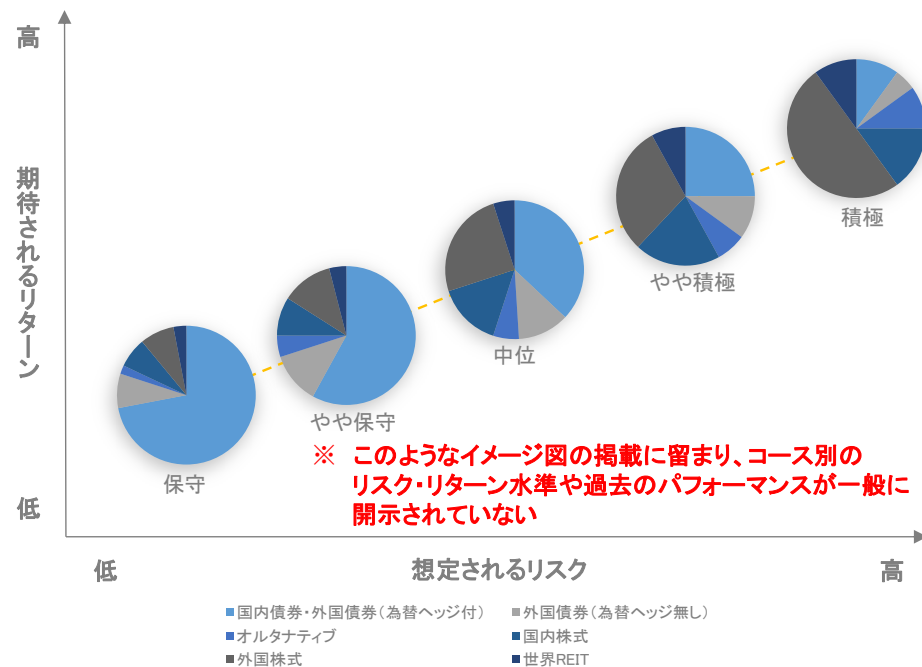
- ファンドラップの提供が拡大しており、一部の金融機関では、最低利用金額を100万円に設定する等、マス向けにも提供。ただし、複数の投資信託を組み合わせた商品なのか、アドバイスも含むサービスなのかが明らかでないケースもある。
- 今後、ファンドラップの裾野を拡大するにあたっては、バランス型投資信託との違いも含め、運用体制やコスト控除後のパフォーマンス、手数料の構成等について、一般への情報開示の充実に努めることを期待。

【図表14】ファンドラップの手数料開示の好事例



(出所) ファンドラップ販売会社のHP等を参考に金融庁作成。

【図表15】ファンドラップのリスク・リターン水準の開示の望ましくない事例



(出所) ファンドラップ販売会社のHP等を参考に金融庁作成。

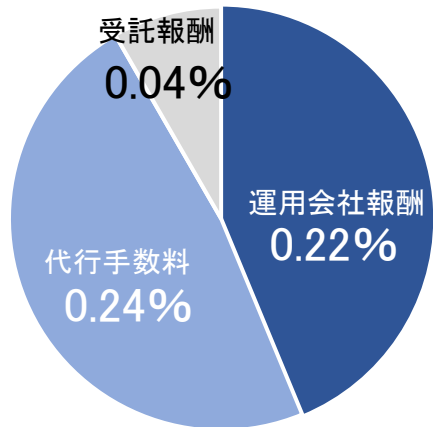
# 投資信託の手数料の明確化

- わが国において、投資信託の信託報酬のうち、販売会社取り分(代行手数料)に対するサービス内容の説明は同じであることが多いが、資産運用会社と販売会社の取り分は、アクティブ運用もパッシブ運用も、ほぼ半分ずつとなっていることが多い。
- 米国においては、ファンドからの販売会社取り分の平均値は、アクティブ運用もパッシブ運用も同一。
- 「顧客本位の原則」の原則4に沿って、販売会社取り分が、どのようなサービスの対価なのか、合理的な説明を期待。

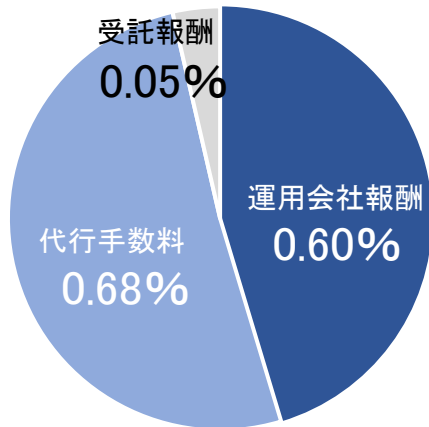
【図表16】信託報酬の分配構造



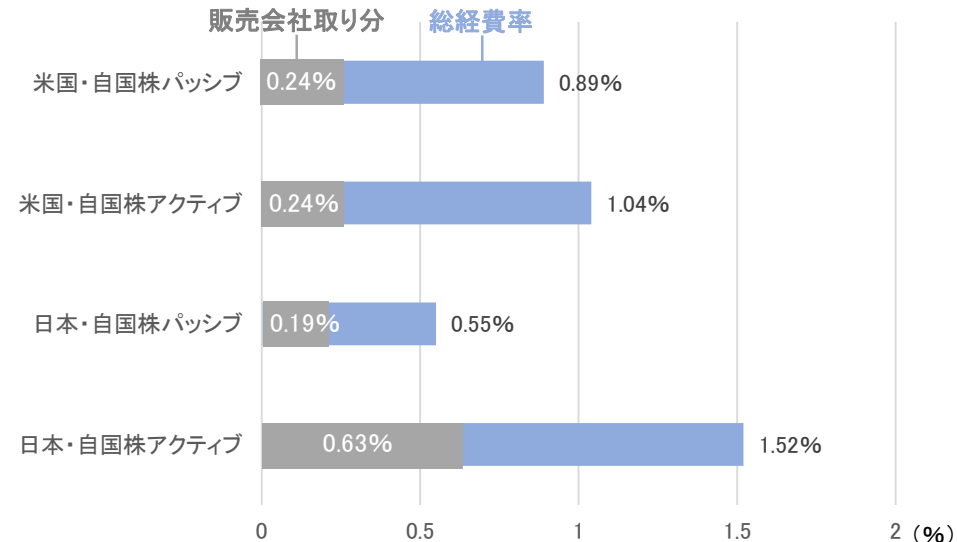
パッシブ運用平均



アクティブ運用平均



【図表17】日本と米国のファンドの総経費率と販売会社取り分(平均値)



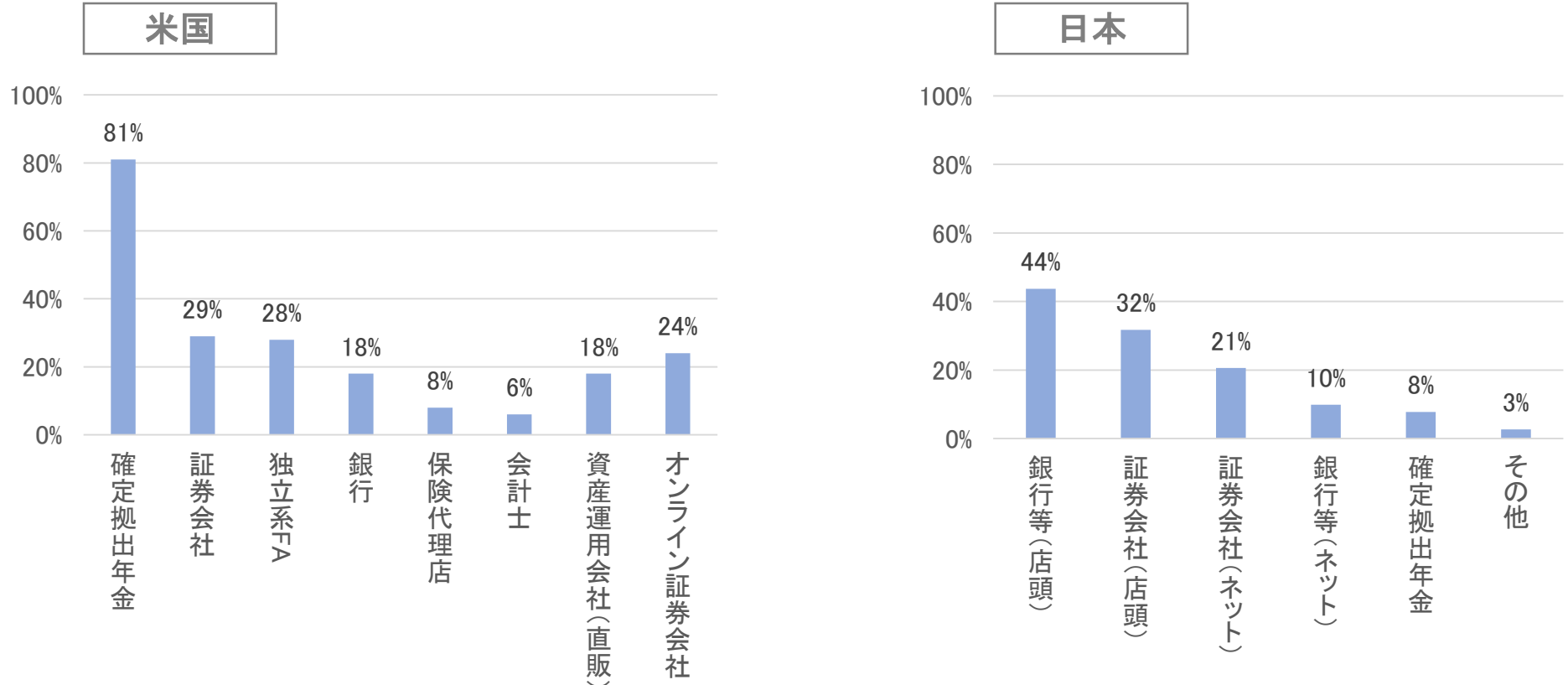
(出所) QUICKの2022年12月末時点データを基に金融庁作成。  
ETF、ラップ専用・DC専用ファンドを除く。データは単純平均、外部ファンド報酬を除く。

(出所) イボットソン・アソシエイツ・ジャパンの2022年12月末時点データを基に金融庁作成。米国はAシェアの数値を使用。「販売会社取り分」については、米国籍ファンドについては「12b-1手数料」、日本籍ファンドについては「代行手数料」を指す。データは単純平均。

# 販売チャネルの多様化

- 「貯蓄から資産形成」の促進に向けて、販売チャネルが多様化し、資産形成のためのアドバイスが身近な存在になることが重要。米国と比べ、わが国では、確定拠出年金やフィナンシャル・アドバイザー（FA）、直販による投資信託の購入者が少ない。
- 販売チャネルの多様化に向けて、金融商品仲介業者向けに販売用プラットフォームを提供する金融機関数の増加や運用報酬以外の手数料が安い商品の提供拡大（例：アクティブETFの解禁等）に期待。

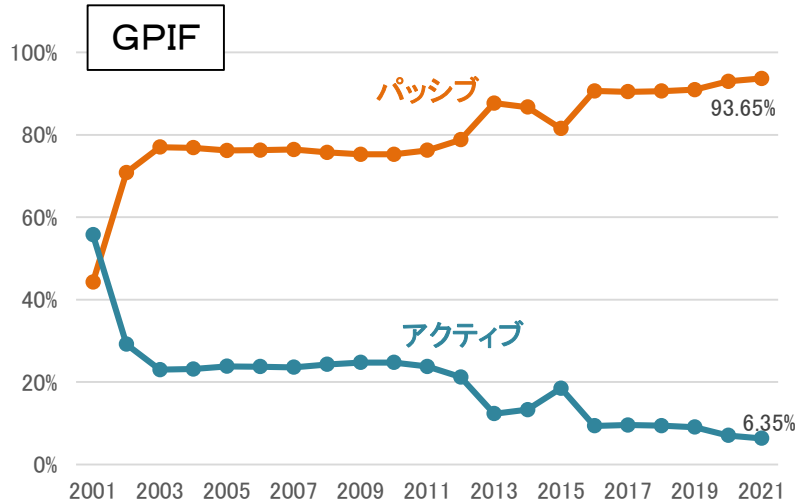
【図表18】日米のリテール向けファンドの販売チャネルの比較（複数回答有・人数割合）



(出所)ICI Research Report, “Investment Company FACT BOOK 2022”、日本証券業協会「2021年度(令和3年)証券投資に関する全国調査(個人調査)」を基に金融庁作成。

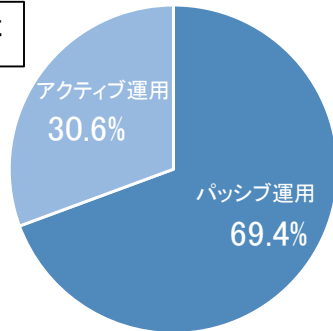
- わが国の資本市場では、機関投資家のパッシブ運用の割合が高い。他方で、アクティブ運用は、調査活動によって、中長期的に成長性の高い企業を発掘し、選別するという、重要な価格発見機能を担っている。わが国においては、米国や欧州と比べて、ベンチマークに勝っているファンドの本数割合が高く、アクティブ運用の拡大余地が大きい。
- 資産運用会社が、非上場株式等、早期に魅力ある投資機会を発掘できる体制を整え、付加価値の向上を図ることを期待。

【図表19】日本株アクティブ・パッシブ比率



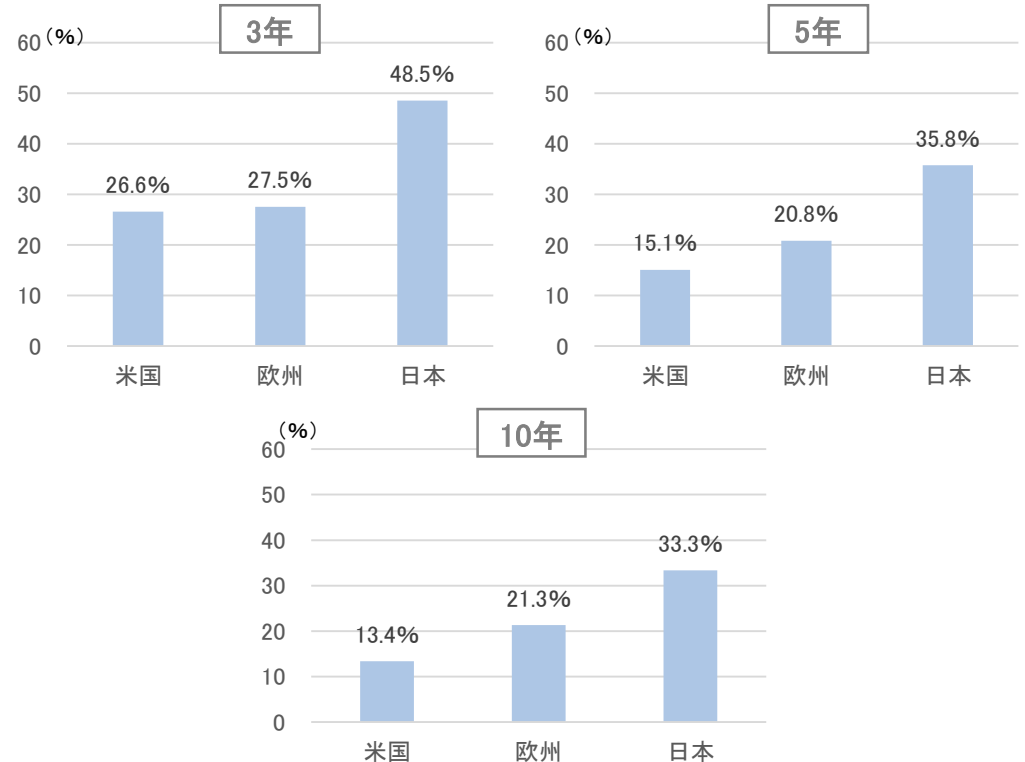
(出所) GPIF公表データを基に金融庁作成。

投資一任業者等



(出所) 投資顧問業協会のアンケート調査結果を基に金融庁作成。

【図表20】日米欧の自国大型株式アクティブファンド  
超過リターンの勝率(本数割合)



(出所) イボットソン・アソシエイツ・ジャパンのデータを基に金融庁作成。各ベンチマークは、日本が配当込みTOPIX、米国がS&P500(配当込み)、欧州がMSCI Europe(ネット、ドルベース)であり、分析は全て運用費用控除後のデータ(2022年12月末時点)を用いて実施。

- スチュワードシップ活動の実効性を評価する上で、資産運用会社の議決権行使結果の開示は有益な情報。しかし、多くの資産運用会社が結果をPDFファイルで開示しており、第三者が資産運用会社や企業の対応を比較・分析することが難しい。
- スチュワードシップ活動の実効性評価や企業との対話の一層の促進に向けて、資産運用会社各社が、利用者目線に立った自主的なデータ開示を進めることが望ましい。

【図表21】個別議案ごとの議決権行使結果の公表  
(現状、PDFファイルでの開示)

企業コード	企業名	総会分類	総会日	提案者	議案番号	議案分類	賛否・理由
×××	〇〇商事	定時	2022/6/24	会社	1	剰余金の処分	賛成 当社基準に則り賛成
×××	〇〇商事	定時	2022/6/24	会社	2	定款に関する議案	賛成 当社基準に則り賛成
×××	〇〇商事	定時	2022/6/24	会社	3.1	取締役の選解任	賛成 当社基準に則り賛成
×××	〇〇商事	定時	2022/6/24	会社	3.2	取締役の選解任	賛成 当社基準に則り賛成
×××	〇〇商事	定時	2022/6/24	会社	3.3	取締役の選解任	賛成 当社基準に則り賛成
×××	〇〇商事	定時	2022/6/24	会社	3.4	取締役の選解任	賛成 当社基準に則り賛成
×××	〇〇商事	定時	2022/6/24	会社	3.5	取締役の選解任	賛成 当社基準に則り賛成
×××	〇〇商事	定時	2022/6/24	会社	3.6	取締役の選解任	賛成 当社基準に則り賛成
×××	〇〇商事	定時	2022/6/24	会社	3.7	取締役の選解任	賛成 当社基準に則り賛成
×××	〇〇商事	定時	2022/6/24	会社	3.8	取締役の選解任	賛成 当社基準に則り賛成
×××	〇〇商事	定時	2022/6/24	会社	4.1	監査役の選解任	反対 独立性に関する当社基準を満たさないため
×××	〇〇商事	定時	2022/6/24	会社	4.1	監査役の選解任	賛成 当社基準に則り賛成
◆◆◆	△△	定時	2022/6/15	会社	1	剰余金の処分	反対 株主価値向上又はガバナンス強化に関する効果が確認されないため
◆◆◆	△△	定時	2022/6/15	会社	2	定款に関する議案	賛成 株主価値向上又はガバナンス強化に資すると考えられるため
◆◆◆	△△	定時	2022/6/15	会社	3.1	会計監査人の選解任	反対 株主価値向上又はガバナンス強化に関する効果が確認されないため
◆◆◆	△△	定時	2022/6/15	会社	4	退職役員の退職慰労金支給	反対 報酬ガバナンスが整備されていないため
◆◆◆	△△	定時	2022/6/15	株主	6	定款に関する議案	反対 株主価値向上又はガバナンス強化に関する効果が確認されないため
◆◆◆	△△	定時	2022/6/15	株主	7	定款に関する議案	反対 株主価値向上又はガバナンス強化に関する効果が確認されないため
◆◆◆	△△	定時	2022/6/15	株主	8.1	監査役を選解任	反対 株主価値向上又はガバナンス強化に関する効果が確認されないため
◆◆◆	△△	定時	2022/6/15	株主	8.2	監査役を選解任	反対 株主価値向上又はガバナンス強化に関する効果が確認されないため

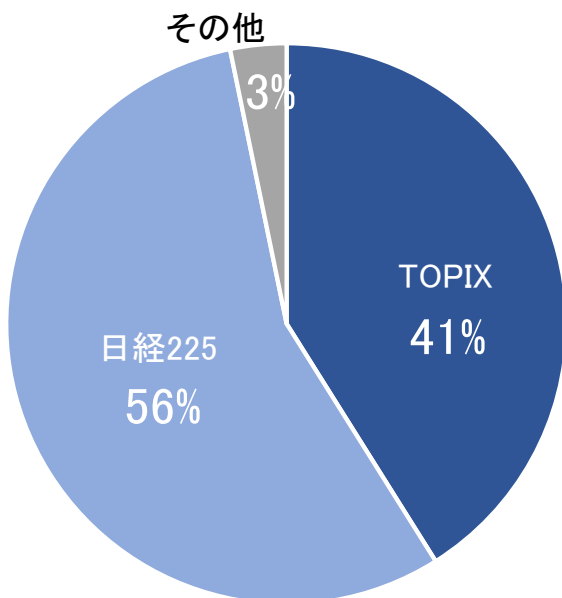
【図表22】議決権行使結果の比較イメージ  
(今後、データ開示が進んだ場合)

(凡例:「賛」は株主提案に賛成、「反」は反対、「-」は議決権行使なし)

企業名	提案内容	賛成率	〇〇AM	××AM	△△AM	□□AM	●●保険	▲▲保険
株A産業	定款変更	23.7%	賛	賛	賛	反	反	賛
	取締役選任	28.6%	反	反	賛	賛	反	賛
株B工業	株式分割	22.9%	-	反	反	賛	賛	反
株C製作所	定款変更	43.6%	賛	-	-	反	-	賛
	自己株取得	31.7%	反	反	賛	-	-	反
D不動産株	監査役選任	46.2%	賛	-	賛	賛	賛	賛
株Eホールディングス	定款変更	37.2%	-	賛	賛	反	反	賛
	取締役報酬改定	11.5%	反	反	反	反	反	-
株F貿易	剰余金処分	19.5%	賛	反	賛	賛	反	反
	自己株取得	35.6%	賛	賛	反	賛	賛	賛

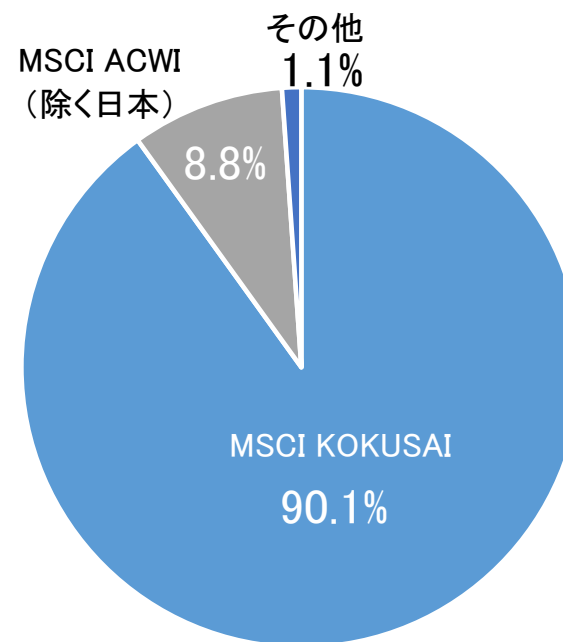
- わが国のパッシブ運用の投資信託で採用されるインデックスの種類は少なく、資産運用会社が支払う使用料は、一部で年々上昇しているとの指摘もあるが、使用料とパッシブ運用のコスト控除前パフォーマンスには、直接的な関係はない。
- 資産運用会社は、持続可能なビジネスモデルの構築に向けて、インデックスの選定理由や信託報酬の設定の在り方を改めて検討し、必要に応じて、新たなインデックスの開発に挑戦することが望ましい。

【図表23】公募投資信託における日本株式  
インデックスシェア(残高ベース)



(出所) QUICKのデータを基に金融庁作成。2022年12月末時点、ETFを除く。

【図表24】公募投資信託における  
グローバル株式(除く日本)インデックスシェア  
(残高ベース)

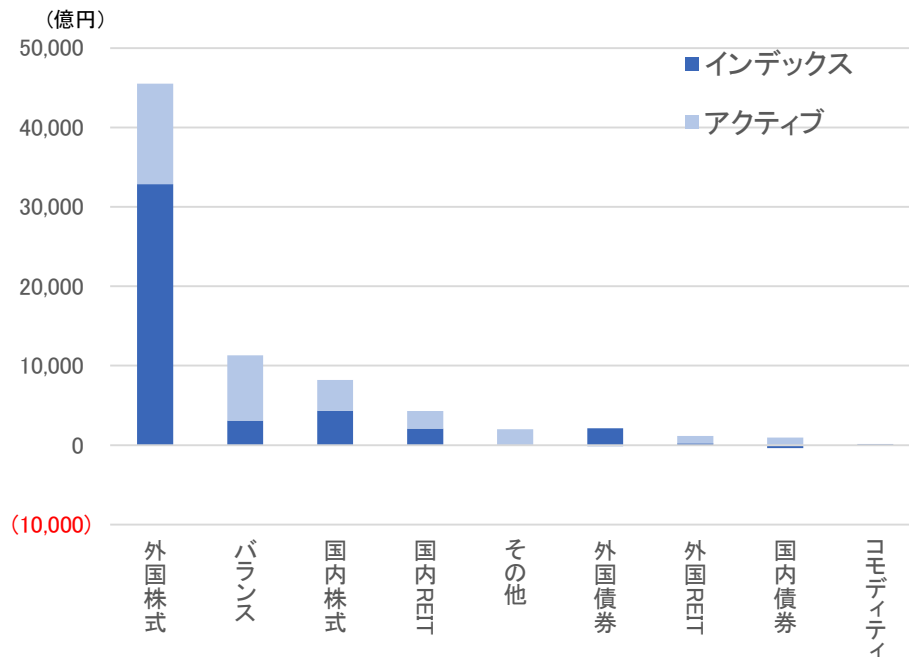


(出所) QUICKのデータを基に金融庁作成。2022年12月末時点、ETFを除く。

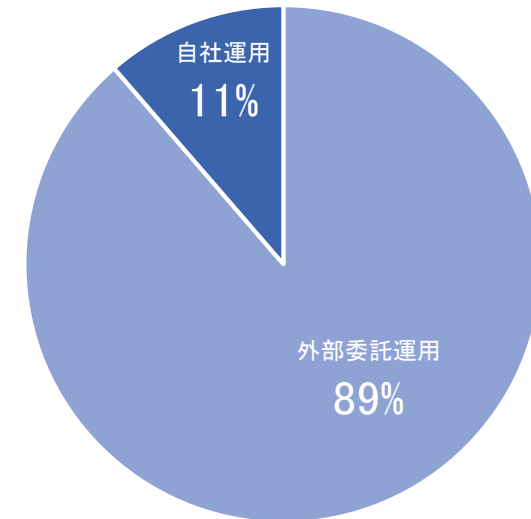


- 2022年の公募投資信託への資金流入額のうち、全体の約61%が外国株式に流入しており、そのうちのアクティブ運用の約9割が外部委託運用となっている。こうした傾向が拡大すると、わが国の資産運用会社が自社で運用する顧客資産が減少し、運用機能が低下して、運用に関する世界最先端の情報が集まらなくなるおそれ。
- 資産運用会社が、人材の確保等により、中長期的にインハウス運用を強化していくことが望ましい。

【図表25】2022年の公募投資信託の資金流入額



【図表26】外国株式アクティブの自社運用・外部委託運用比率(残高ベース)



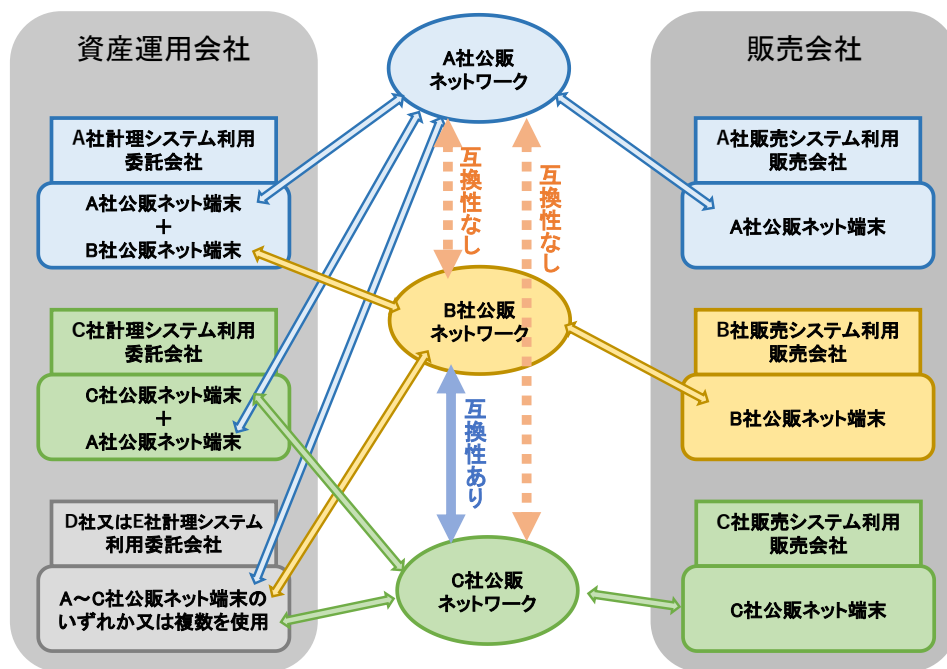
(出所) QUICKのデータを基に金融庁作成。2022年12月末時点の1年間の資金流入額推計値を基に集計。

(出所) QUICKのデータを基に金融庁作成。ETF、DC・SMA専用ファンドを除く。2022年12月末時点の日系資産運用会社が運用する海外株式(内外株式を含む)アクティブファンドのうち、残高上位100ファンドを当庁の判断で、自社運用/外部委託運用に区分し集計。

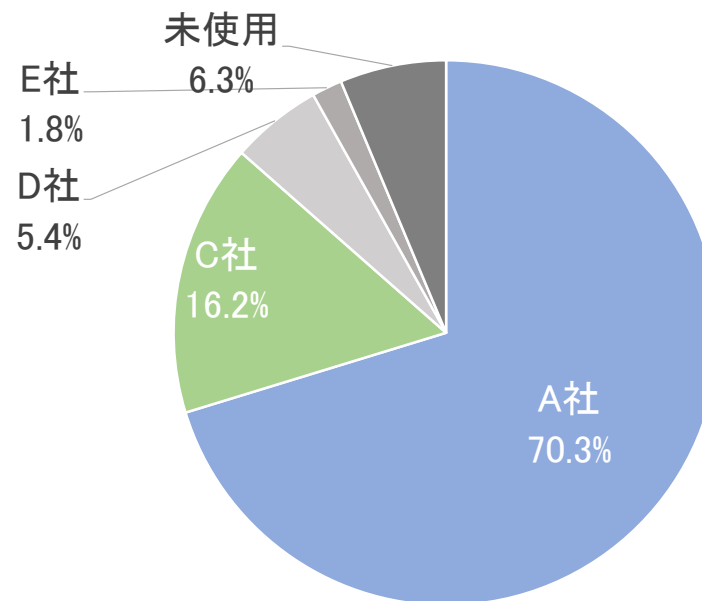


- 資産運用会社が販売会社と日々の投資信託の情報をやりとりする「公販ネットワーク」は、少数のシステムベンダーによって、各々の仕様により運営され、データ連携の互換性欠如から情報交換に手作業や複数端末が必要な場合がある。端末とのパッケージでの提供により、投資信託の基準価額を計算するための「投信計理システム」についても寡占化が進んでいる。
- 業界全体の効率性改善と新規参入の促進に向けて、自主規制団体が当局とも連携し、必要な調整を行うことが期待される。

【図表27】公販ネットワークの接続状況と課題



【図表28】投信計理システムにおけるシェア (件数ベース)

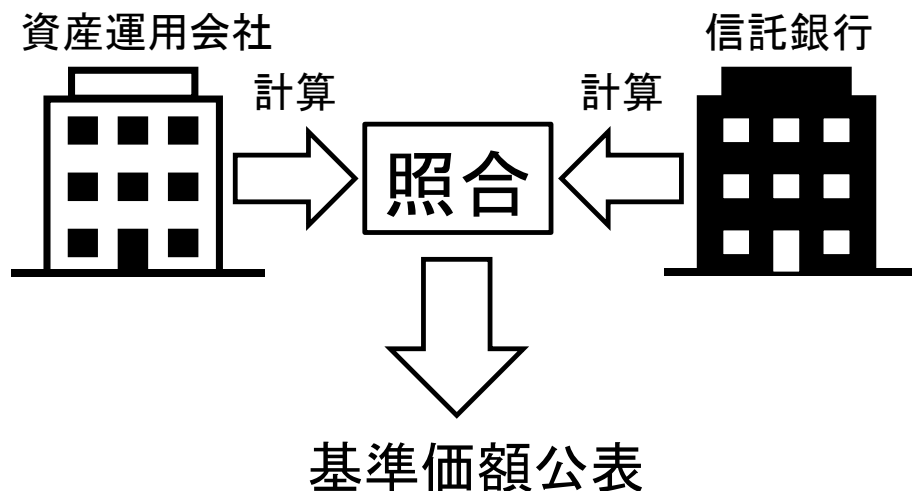


(出所) 投資信託協会、投資信託に係る業務運営の合理化・効率化ワーキング・グループ「公販ネットワークの接続等の改善に関する要望」(平成31年2月7日)の別紙を基に金融庁作成。

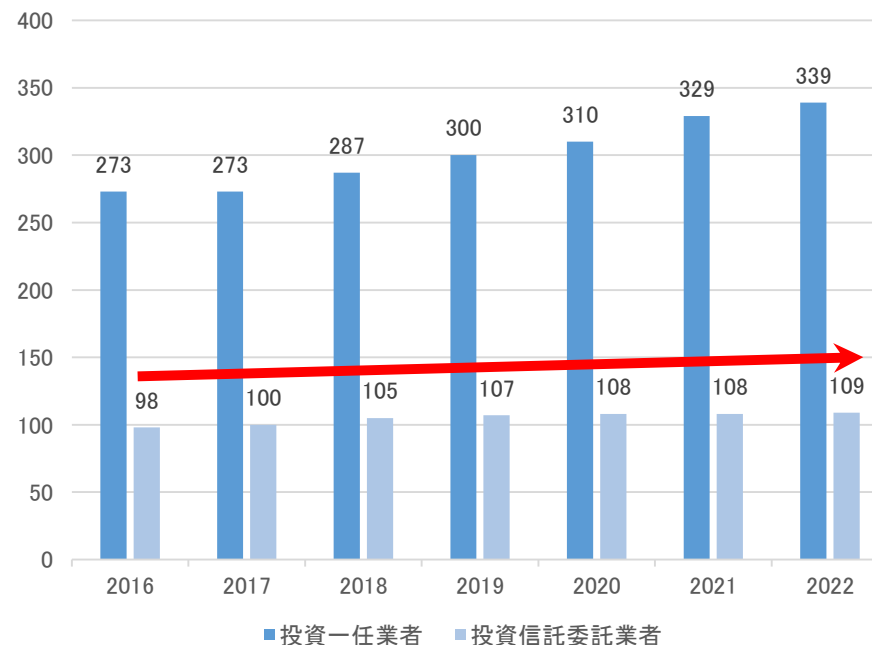
(出所) 各社提供データを基に金融庁作成。2022年7月末時点。

- わが国では、資産運用会社と信託銀行がそれぞれ投資信託の基準価額を計算し、毎日照合するという独自の慣行(二重計算)があり、資産運用会社による投信計理システムの導入等、資産運用業のコスト高や参入障壁の要因として指摘される。
- 資産運用会社のリソースの運用機能への特化と業界の新陳代謝の促進に向けて、信託銀行を主体とする一者計算の導入や事務の集約・効率化のための取組みが期待される。

【図表29】二重計算イメージ図



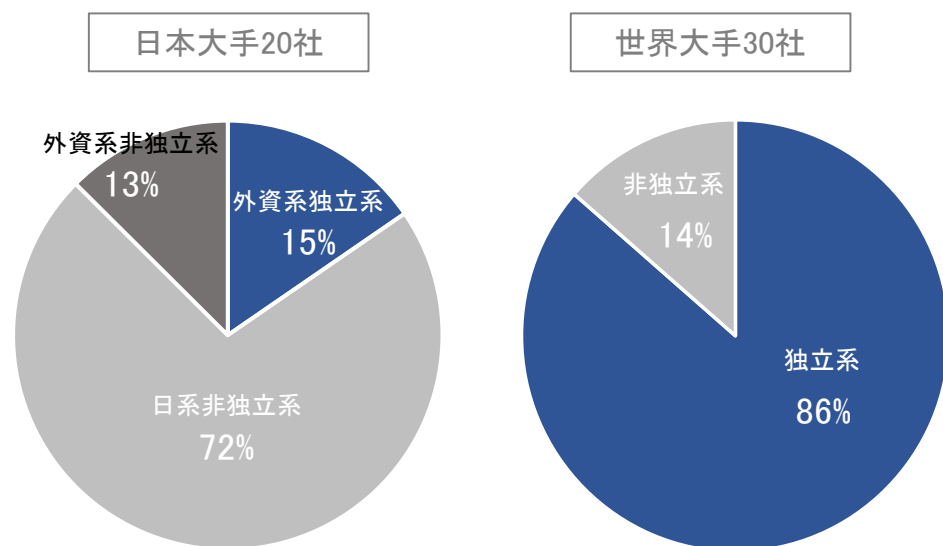
【図表30】国内資産運用会社数の推移



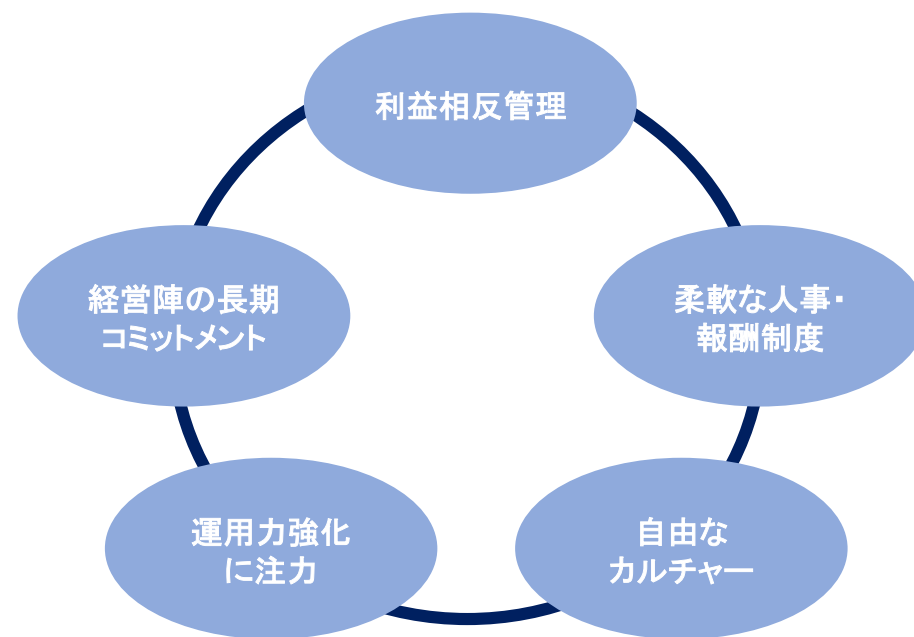
(出所)「金融庁の1年」より金融庁作成。

- 世界においては、独立系の資産運用会社が台頭し、過去20年で、非独立系資産運用会社の競争を年率で0.62%上回っているとの調査結果もあるが、わが国においては、独立系の資産運用会社が規模を拡大できていない。
- 金融機関グループと顧客との利益相反懸念の払拭や運用力強化に向けて、系列の資産運用会社が、グループからの経営の独立性を確保し、運用担当者の人事・報酬制度の柔軟化や運用機能の拡充等の取組みを強化することが期待される。

【図表31】資産運用会社の独立系・非独立系  
残高シェア



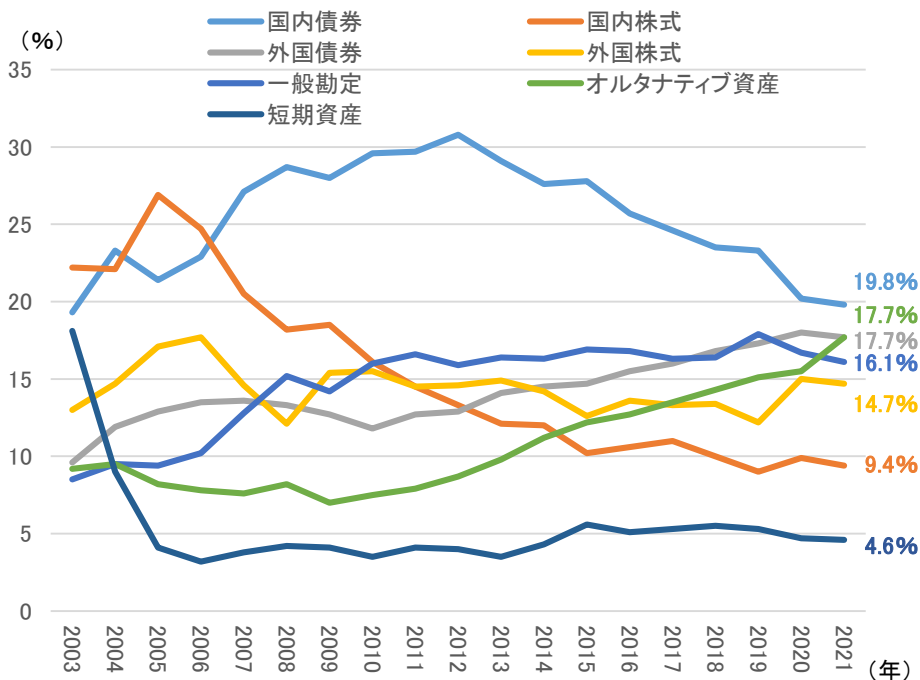
【図表32】独立系資産運用会社の強み



(出所) 日本大手20社は、2022年3月末時点の各社提供データを基に金融庁作成。国内の公募投資信託、私募基金投資信託、投資一任契約の合計受託資産額で上位20社を対象。世界大手30社は、2022年9月末時点のオープンエンドファンド型ミューチュアル・ファンドとETFの運用資産額合計で上位30社を対象。独立系・非独立系の区分は金融庁の判断によるもの。

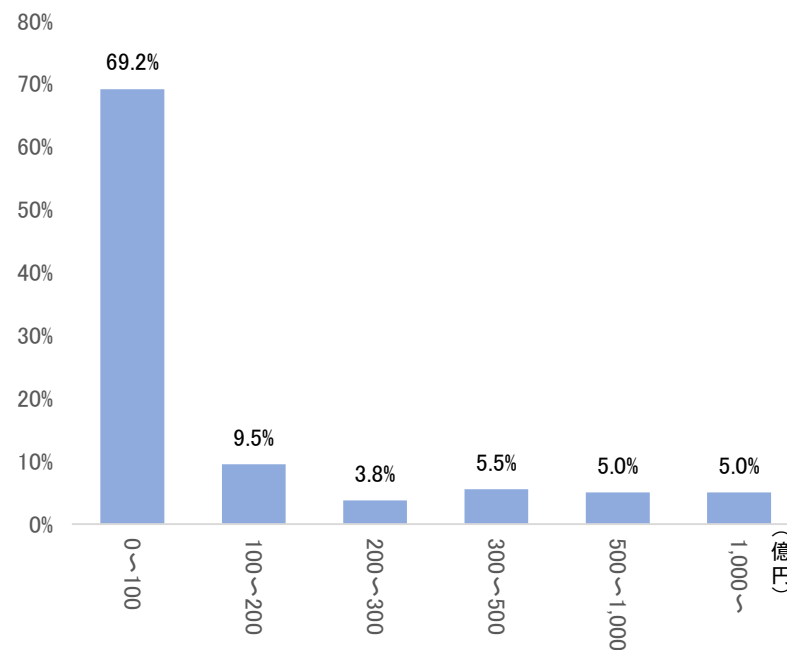
- オルタナティブ投資の拡大等、確定給付企業年金(DB)の資産構成は変化しているが、引き続き、担当者の専門性、人材不足を指摘する声が多い。今般、国会に提出された金融商品取引法等の改正案において、企業年金等関係者に対しても、顧客本位の業務運営を求めており、資産規模や運用内容に応じて、DBの運用体制の整備に向けた企業の意識向上が必要。
- 多くは純資産100億円未満の小規模基金であり、総合型基金や企業年金連合会の共同運用事業等の活用も考えられる。

【図表33】確定給付企業年金の資産構成割合の推移



(出所) 企業年金連合会「企業年金実態調査結果(2021年度概要版)」のデータを基に金融庁作成。

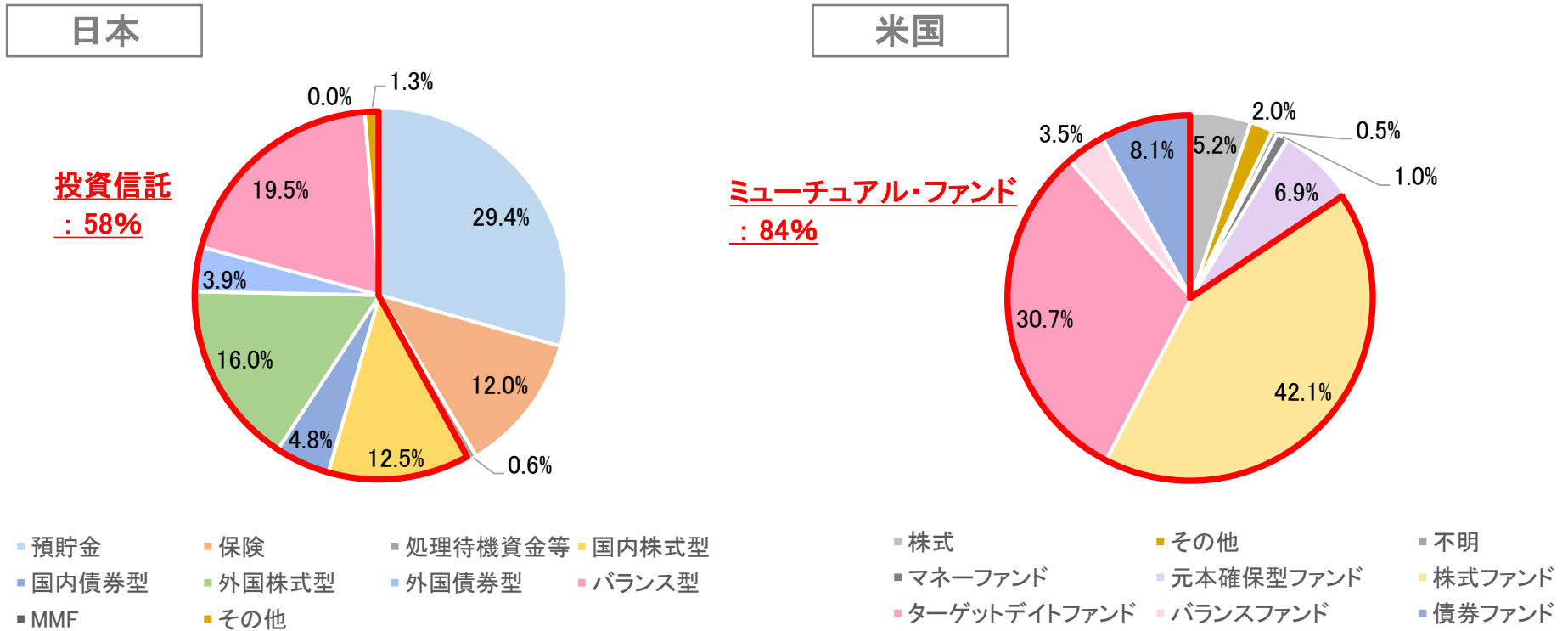
【図表34】確定給付企業年金の規模別件数割合



(出所) 企業年金連合会「企業年金実態調査結果(2021年度概要版)」のデータを基に金融庁作成。  
(2022年3月末時点で12,108件のDBのうち、集計対象は基金型700件、規約型1,027件)

- わが国の企業型DC加入者の運用商品に占める投資信託の割合(残高ベース)は、2010年3月末には40%弱だったが、2022年3月末には58%に上昇。また、株式を含む投資信託の割合は48%の水準。一方、米国401(k)プランのミューチュアル・ファンドの割合は84%であり、株式を含むミューチュアル・ファンドの割合は76%と高い。
- わが国のDC加入者は、制度上の税優遇のメリットや資産形成の機会を更に活用する余地がある。

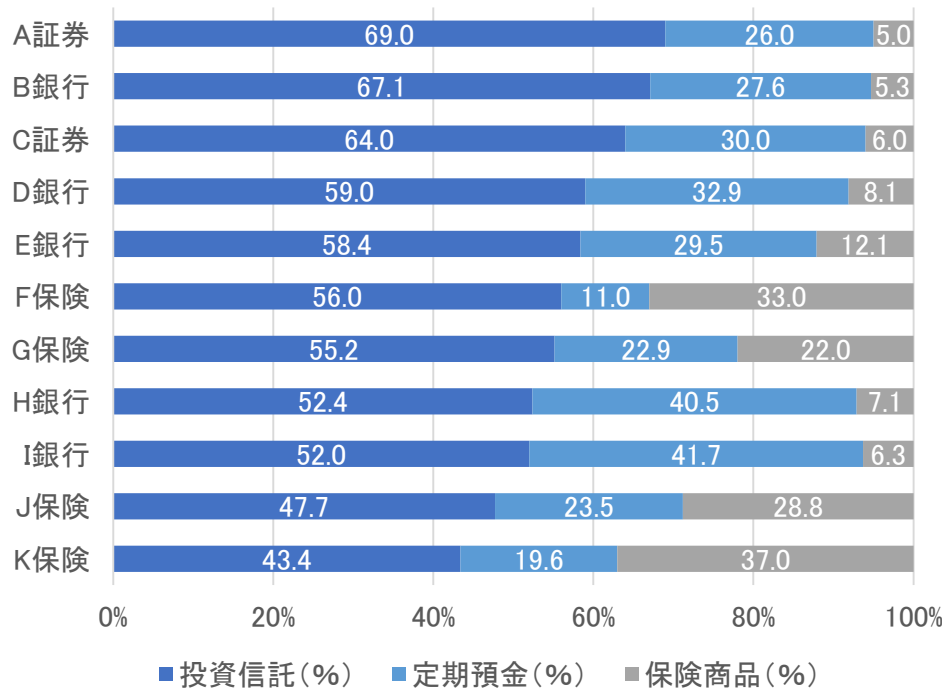
【図表35】日本の企業型確定拠出年金の運用商品構成の比較(残高ベース)



(出所) 日本については、運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料(2022年3月末)」のデータを基に金融庁作成。米国については、EBRI/ICI, "401(k) Plan Asset Allocation, Account Balances, and Loan Activity in 2019"のデータを基に金融庁作成。

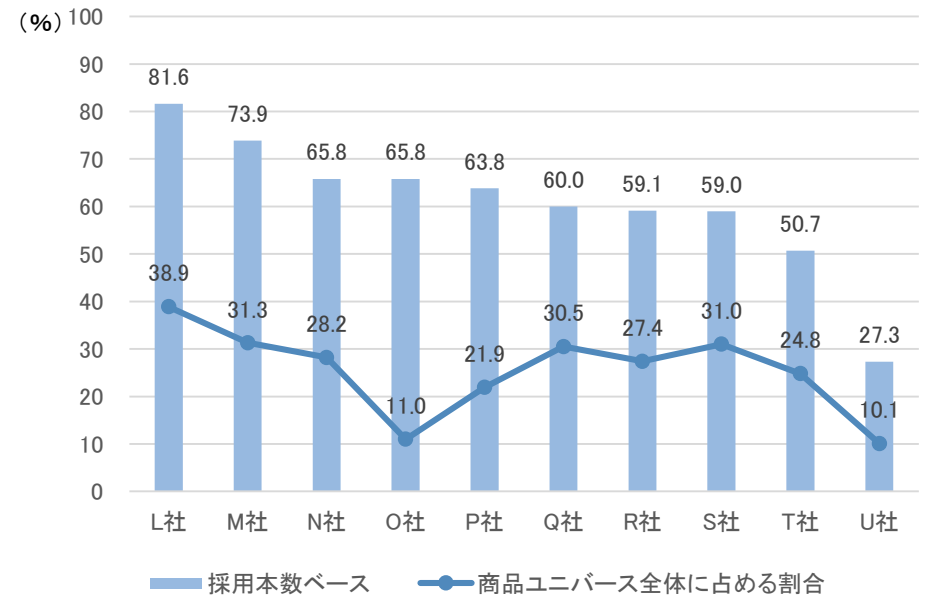
- 一部の運営管理機関を採用する企業の加入者は、預金や保険などの元本確保型商品を採用する割合が高い。
- また、運営管理機関が扱っている投資信託の商品ユニバースのうち、運営管理機関系列の資産運用会社の投資信託の割合は、1割～4割弱だが、企業が実際に採用している投資信託に占める割合を見ると、多くの場合、6～7割と高い。
- 企業は、加入者にとって最良の商品を提供するよう、運営管理機関に働きかけるとともに、職域教育の充実が求められる。

【図表36】運営管理機関別の運用商品構成割合  
(残高ベース)



(出所) 各社提供データを基に金融庁作成。

【図表37】運営管理機関別の系列資産運用会社の投資信託の割合(本数ベース)



(出所) 各社提供データを基に金融庁作成。